

2021年6月26日

全国居住支援法人協議会 総会記念シンポジウム

コロナ禍における居住支援のあり方

—住居確保給付金からみた現状課題—

居住支援の強化に係る費用対効果の調査分析委員会(座長)

藤森 克彦

(日本福祉大学)

問題意識

- 日本では、長い間、生活保護制度における住宅扶助を除けば、家賃を補助する制度がほとんどなかった。この点、「住居確保給付金」は、どのような人々に利用されているのか。また、生活保護に至る前の支援策として、どのような意義・効果をもつのか。
- 住居確保給付金の支給は有期であるので、住居確保給付金の支給期間終了後の受け皿として、「新しい住宅セーフティネット制度」を活用できないか。また、今後、セーフティネット住宅を広げていく上で、どのような課題があるのか。

発表の構成

I. 住居確保給付金受給者に関する実態調査

II. 居住支援法人による民間賃貸住宅への入居支援実態調査

ーセーフティネット住宅は、

住居確保給付金の支給期間終了後の受け皿となるかー

I . 住居確保給付金受給者に関する実態調査

住居確保給付金の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105条）

第三条

3 この法律において「生活困窮者住居確保給付金」とは、生活困窮者のうち離職又はこれに準ずるものとして厚生労働省令で定める事由により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となったものであって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金をいう。



・「住居確保給付金」は、単に家賃補助という経済的支援だけではなく、稼働能力をもつ人への就労支援を目的にしていることが大きな特徴と考えられる。

住居確保給付金の主な支給要件(2021年3月時点)

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれがある者
- ② 離職、廃業の日から2年以内であること
もしくは、個人の責任・都合によらず、給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少(2020年4月～)
- ③ 収入要件: 直近月の世帯収入合計額が、基準額と家賃額(上限あり)を合算した額以下であること

【例: 東京都特別区における単身世帯のケース】

(家賃が上限以上) 基準額84,000円 + 家賃53,700円(上限) = 137,700円

- ④ 資産要件: 世帯の預貯金額合計額が、世帯の市町村の定める額(基準額の6月分。ただし、100万円を超えない額)を超えていないこと

【例: 東京都特別区における単身世帯のケース】

(申請時・再延長時) 基準額84,000円 × 6 = 504,000円

- ⑥ 求職活動等要件: 誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと



→ 支給上限額: 住宅扶助額

→ 支給期間: 原則3か月間。延長は2回まで最長9か月間(～2021年12月)、
2021年1月以降、延長は3回まで最長12か月間。

「住居確保給付金受給者に関する実態調査」(2020年10月実施)

■ 調査方法

・調査協力を得られた10自治体に対して、住居確保給付金の受給者について、支給決定時期を「コロナ禍前」と「コロナ禍後」に分けた2つの調査を実施。

・調査①:

・コロナ禍前の「2019年4～12月」に支給決定した受給者89名

・支給対象者: **離職・廃業2年以内の者**

・調査②:

・コロナ禍後の「2020年5月」に支給決定した者1,267名

・支給対象者: **離職・廃業2年以内の者 + 休業者等**

* 給付金の利用状況: 19年度(3,972件)→20年度4～10月 (110,271件): 28倍

■ 調査項目

(1) **受給者の属性**: 年齢階層、世帯状況、世帯収入(離職・休業前)、就業形態(離職・休業前)など

(2) **受給開始時の状況**: 就業状況、世帯収入(支給開始時)、世帯資産額

(3) **支給内容**: 支給決定額、支給期間、就労活動支援の状況

(4) **支給終了後の状況**: 終了した理由、就業形態、公的支援、住居

(1) 住居確保給付金の受給者の属性①

■住居確保給付金の受給者は、20～64歳のいわゆる稼働年齢層が大半を占める。「その他世帯」の比率が高く、生活保護受給世帯の世帯構成とは異なる。

		コロナ禍前	コロナ禍後
性別	男性	65.2%	57.5%
	女性	34.8%	42.5%
年齢階層	10代	0.0%	0.3%
	20～39歳	49.4%	49.8%
	40～64歳	50.6%	44.4%
	65～74歳	—	5.0%
世帯人数	単身世帯	65.2%	62.7%
	2人世帯	18.0%	18.8%
	3人以上世帯	16.9%	18.5%
世帯種類	高齢者世帯	1.1%	(54.1%)
	母子世帯	10.1%	(5.3%)
	障害者・傷病者世帯	3.3%	(25.3%)
	その他世帯	85.4%	(15.2%)

括弧内は、2018年度の生活保護受給者の世帯種類。

(注) 無回答を除いて算出。括弧内は、厚生労働省『生活保護の被保護者調査(2018年度確定値)』

(1) 住居確保給付金の受給者の属性②

— 単身世帯について、離職・休業前の世帯収入

- バラツキがあるが、10万～25万円未満の収入階層が、6～7割程度を占める。10万円未満の比率は、コロナ禍前は18.9%、コロナ禍後は13.2%。
- コロナ禍前後で比較すると、コロナ禍後は、コロナ禍前よりも、無収入の比率が低く、高所得者層の比率が高い。

	コロナ禍前 (n=37)	コロナ禍後 (n=662)
無収入	8.1%	0.8%
1円～5万円未満	2.7%	3.3%
5万～10万円未満	8.1%	9.1%
10万～15万円未満	18.9%	20.4%
15万～20万円未満	29.7%	30.8%
20万～25万円未満	18.9%	17.4%
25万～30万円未満	10.8%	9.5%
30万～35万円未満	2.7%	4.2%
35万円以上	—	4.5%

(注) 無回答を除いて算出。

(1) 住居確保給付金の受給者の属性③ 一離職・休業前の職業と就業形態

- コロナ禍前後ともに、サービス業の比率が最も高いが、特にコロナ禍後では6割超と高い水準。
- コロナ禍前は正規職員の比率が5割程度であったが、コロナ禍後はパート・アルバイトと自営業の比率が高い。

■職業の比率上位5位(離職・休業前)

	コロナ禍前(n=64)	コロナ禍後(n=1109)
サービスの職業	26.6%①	61.5%①
事務的職業	20.3%②	4.2%④
生産工程の職業	15.6%③	1.6%
専門的・技術的職業	10.9%④	11.9%②
販売の職業	10.9%④	8.7%③
運搬・清掃・包装等の職業	1.6%	3.2%⑤

(注) 無回答を除いて計算。丸数字は、上位5位の順位を示す。

■就業形態(離職・休業前)

	コロナ禍前(n=70)	コロナ禍後(n=1102)
正規の職員・従業員	48.6%	23.8%
パート・アルバイト	27.1%	40.6%
労働者派遣事業所の派遣社員	17.1%	6.3%
契約社員・嘱託	5.7%	3.6%
自営業	1.4%	25.0%
その他	0.0%	0.8%

(注) 無回答を除いて計算。

(2) 支給開始時の状況①—就業状況

- 支給開始時の就業状況をみると、コロナ禍前は「離職」、コロナ禍後は「休職等に伴う収入減少」の比率が高い。

■支給開始時の就業状況

	コロナ禍前 (n=89)	コロナ禍後 (n=1262)
離職	97.8%	21.5%
廃業	1.1%	0.8%
休職等に伴う収入減少	—	77.3%
その他	1.1%	0.4%

(注) 無回答を除いて計算。

(2) 支給開始時の状況②—世帯収入と世帯の資産額(単身世帯)

- 世帯収入は、月収10万円未満が大半を占める。
- 世帯の資産額をみると、支給要件よりもかなり低い水準で、受給する者の比率が高い。

	世帯収入		世帯の資産額	
	コロナ禍前 (n=47)	コロナ禍後 (n=700)	コロナ禍前 (n=47)	コロナ禍後 (n=698)
0円(無収入)	55.3%	44.4%	12.8%	6.6%
1円以上5万円未満	17.0%	21.9%	55.3%	44.3%
5～10万円未満	21.3%	28.7%	6.4%	13.3%
10～15万円未満	6.4%	4.7%	4.3%	8.9%
15～20万円未満	0.0%	0.3%	6.4%	5.9%
20～25万円未満	0.0%	0.0%	2.1%	6.0%
25～30万円未満	—	0.0%	2.1%	4.3%
30～35万円未満			0.0%	3.4%
35万円以上			10.6%	7.3%

(注) 無回答を除いて計算。

(3) 支給内容①－支給決定額(単身世帯)

- コロナ禍前の支給決定額は、2～3万円が4割を占めていたが、コロナ禍後は、5～6万円が3割強を占め最も高い比率となっている。

■ 支給決定額(単身世帯)

	コロナ禍前 (n=58)	コロナ禍後 (n=787)
1万円未満	1.7%	0.4%
1～2万円未満	3.4%	1.5%
2～3万円未満	39.7%	20.8%
3～4万円未満	24.1%	20.8%
4～5万円未満	20.7%	17.2%
5～6万円未満	10.3%	33.8%
6万円以上	0.0%	5.5%

(注) 無回答を除いて計算。

■ (ご参考) 家賃額 (単身世帯)

	コロナ禍前 (n=47)	コロナ禍後 (n=694)
2万円以下	4.3%	1.0%
2～4万円未満	31.9%	19.7%
4～6万円未満	46.8%	34.4%
6～8万円未満	17.0%	31.3%
8～10万円未満	0.0%	8.2%
10～12万円未満	0.0%	3.2%
12万円以上	0.0%	2.2%

(注) 無回答を除いて計算。

(3) 支給内容②—支給期間と就職活動・支援の状況

- 支給期間は、コロナ禍前後ともに、3カ月が最も高い比率。
- 就職活動・支援をみると、コロナ禍前は、「自立相談」「職安訪問」「企業等への応募」が6～7割。コロナ禍後は、「職安訪問」「企業等への応募」の比率が大きく減少。

■ 支給期間

	コロナ禍前 (n=88)	コロナ禍後 (n=512)
1か月	1.1%	2.7%
2か月	12.5%	11.7%
3か月	61.4%	80.9%
4か月	1.1%	2.0%
5か月	1.1%	1.4%
6か月	14.8%	1.4%
7か月	0.0%	—
8か月	0.0%	—
9か月	8.0%	—

■ 就職活動・支援の状況（複数回答）

	コロナ禍前 (n=89)	コロナ禍後 (n=1267)
自立相談	73.0%	69.5%
職安訪問	74.2%	6.9%
企業等への応募	58.4%	7.5%
その他	3.4%	5.7%
無回答	22.5%	23.9%

(注)「コロナ禍」の調査対象は、2020年5月に支給決定をして、同年10月1日時点で支給が中止・終了していた者なので、最長6ヶ月。このため、コロナ禍前と直接比較はできない。無回答を除いて計算。

(4) 支給終了後の状況①—中止・終了した理由

- 中止・終了の理由は、コロナ禍前は「常用就業」が5割強であったが、コロナ禍後は「基準額以上の収入の確保」が5割程度。
- 生活保護受給の比率は、コロナ禍前に比べて、コロナ禍後は低い。

■ 中止・終了した理由（複数回答）

	コロナ禍前 (n=89)	コロナ禍後 (n=513)
常用就業	53.9%	10.7%
基準額以上の収入確保	25.8%	50.9%
求職者支援法に基づく職業訓練受給 給付金等の受給	1.1%	0.6%
転居	2.2%	3.9%
9カ月を経過したため	7.9%	0.2%
生活保護受給	5.6%	0.8%
その他	4.5%	17.3%
無回答	16.9%	24.4%

(4) 支給終了後の状況②—就業状況と就業形態

- 支給終了後は、コロナ禍前後ともに、常用就業が8割。
- 常用就業者の就業形態は、コロナ禍前は6割が正規就業。一方、コロナ禍後は正規就業が減り、パート・アルバイトと自営業の比率が高まっている。

■ 中止・終了した時点の就業状況

	コロナ禍前(n=66)	コロナ禍後(n=373)
常用就業	80.3%	85.3%
無職	16.7%	6.2%
その他	3.0%	8.6%

(注) 無回答を除いて計算。

■ 常用就業者の就業形態

	コロナ禍前(n=53)	コロナ禍後(n=308)
正規の職員・従業員	60.4%	29.2%
パート・アルバイト	22.6%	46.4%
労働者派遣事業所の派遣社員	3.8%	3.6%
契約社員・嘱託	9.4%	2.3%
自営業	0.0%	17.9%
その他	3.8%	0.6%

(注) 無回答を除いて計算。

(4) 支給終了後の状況③—公的支援と住居

- 生活保護受給者の比率は、終了後の無職者の比率に比べて(コロナ禍前16.7%)、コロナ禍後(6.2%)低い。
- 終了後、「受給中と同じ住居」で暮らす人の比率が8割以上の高い水準。

■ 公的支援の受給状況 (複数回答)

	コロナ禍前(n=89)	コロナ禍後(n=513)
雇用保険・失業等給付	3.4%	3.5%
児童手当	14.6%	8.2%
児童扶養手当	5.6%	4.1%
障害年金	1.1%	0.4%
生活保護	4.5%	0.8%
その他	10.1%	2.3%
無回答	65.2%	85.8%

■ 支給中止・終了時の住居

	コロナ禍前(n=66)	コロナ禍後(n=402)
受給中と同じ住居	97.0%	83.8%
転居	3.0%	6.0%
不明	0.0%	10.2%

(注) 無回答を除いて計算。

■住居確保給付金の意義・効果

- ・受給者は、終了後の常用就業が8割を超えている。求職活動が要件になっていることや、自立相談支援機関等での面談が、離職・休業者の就労に効果を発揮していると考えられる。
- ・また、受給者の8割以上が、支給終了後も、受給中と同じ住居に居住を続けている。一定期間の補助を受けることにより、離職・休業をしても、従来と同じ住居の環境で生活ができている。
- ・さらに、休業者が住居確保給付金の対象となったことから、自営業者に対する住宅セーフティネット機能が強化された。
- ・上記の点から、住居確保給付金は、離職・休業者の再就労や生活再建を促す上で効果が大きいと考えられる。生活保護に至る前の段階で、「入りやすく、出やすい」セーフティネット機能を提供している。

■今後の検討課題

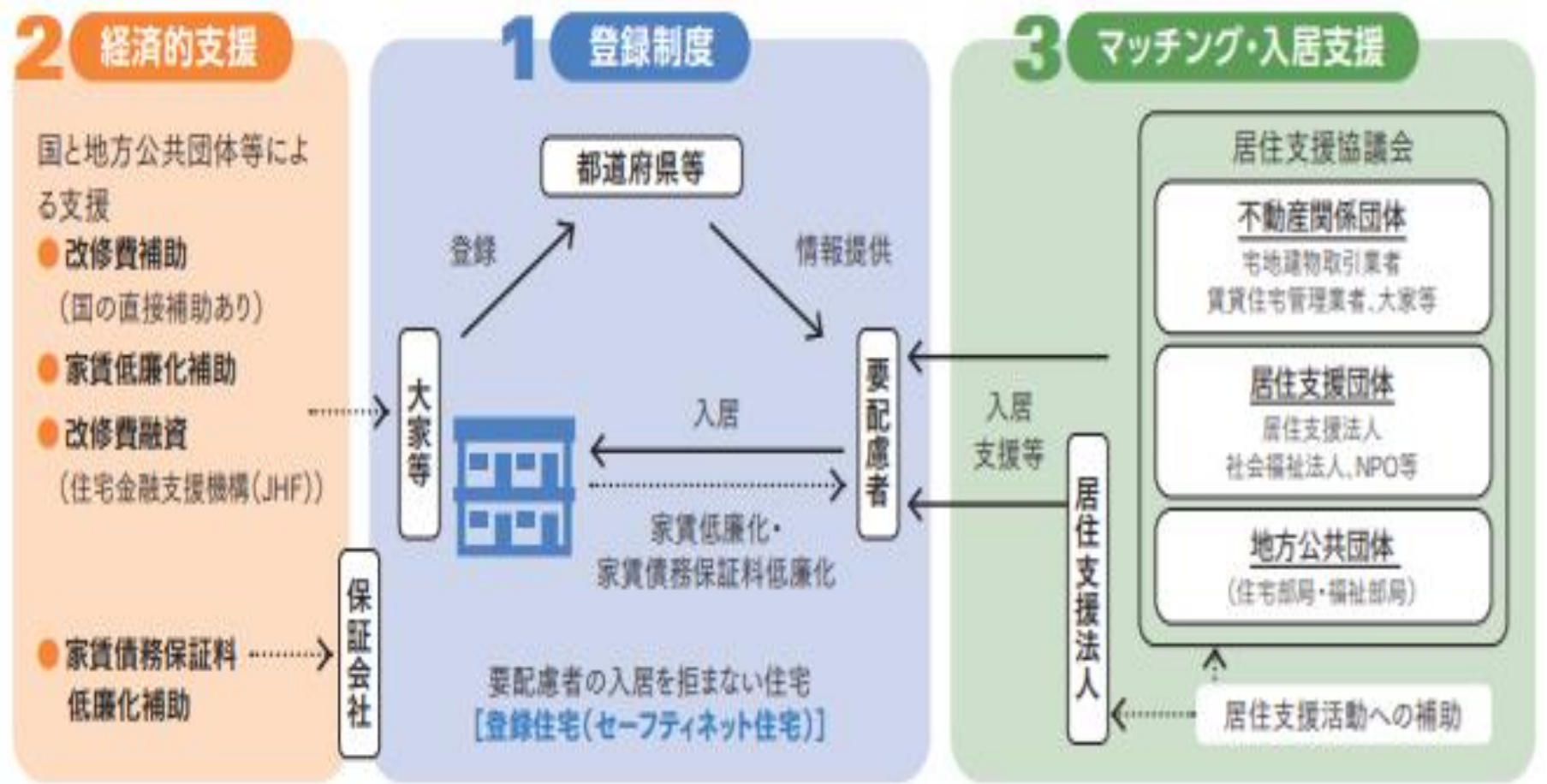
- ・住居確保給付金支給終了後の受け皿
- ・多くの受給者が、資産がほとんどなくなるまで住居確保給付金を申請しないこと
- ・就労にも生活保護にもつながっていない人や、不安定就労者について、住居に関連した生活実態の調査

Ⅱ. 居住支援法人による民間賃貸住宅への入居支援実態

ーセーフティネット住宅は、

住居確保給付金の支給期間終了後の受け皿となるかー

新たな住宅セーフティネット制度ー3つの柱



(注)国土交通省(2020)『民間住宅を活用した新たな住宅セーフティネット制度をご活用ください』により転載。

居住支援法人による民間賃貸住宅への 入居支援実態調査

■調査の目的

- ・各地域において、住宅確保要配慮者の支援を行う居住支援法人を対象とし、セーフティネット住宅を含む民間賃貸住宅への入居支援の現状を把握する。

■調査の方法

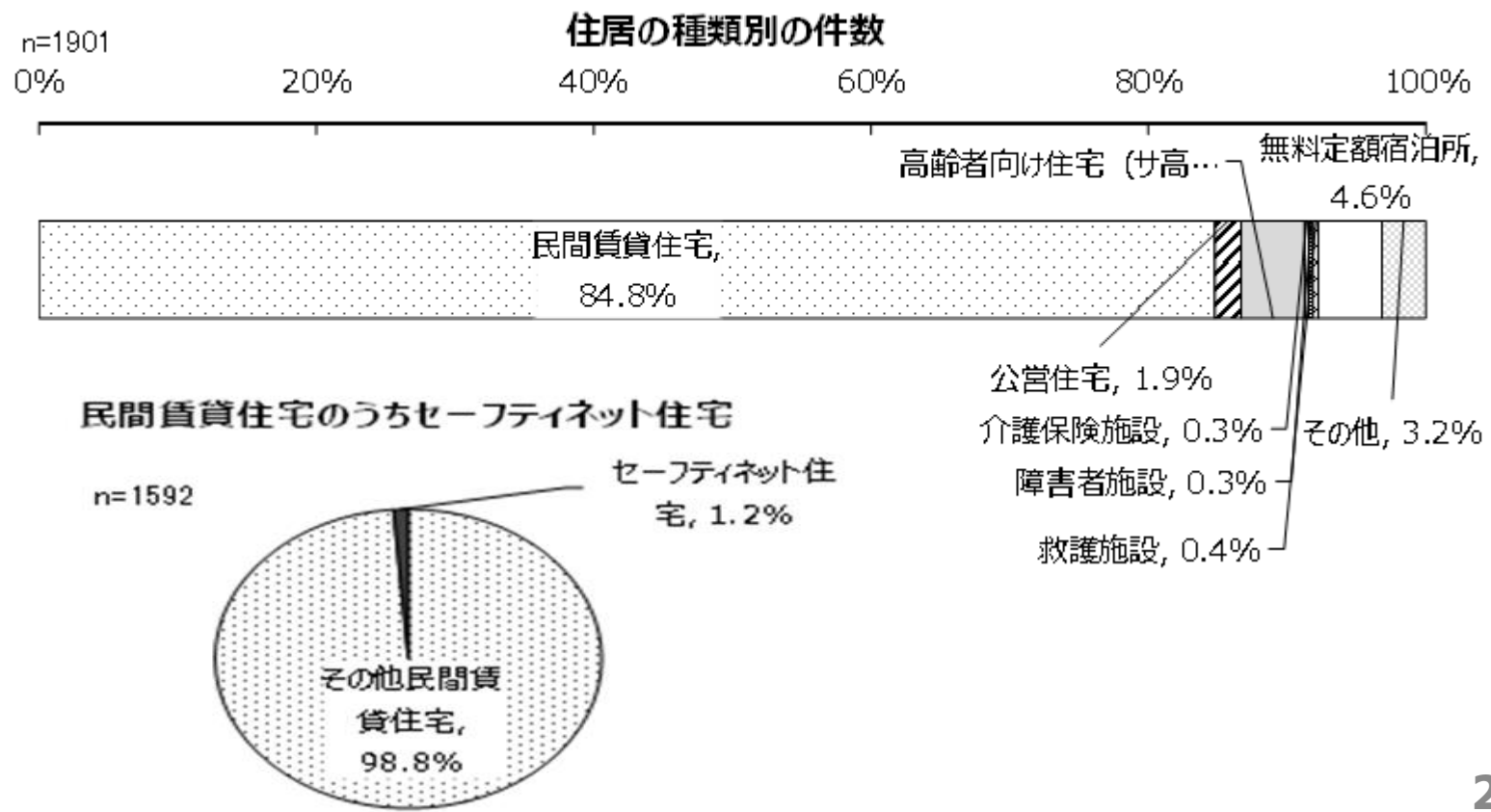
- ・全国の居住支援法人307件を対象とし、83件から回答を得た(法人調査)。

■主な調査項目(法人調査)

- ・法人の概要
- ・住居の確保に関わる相談実績
- ・支援対象者への生活支援の実施状況
- ・セーフティネット住宅に関する貴地域の登録状況等に関する評価
- ・民間賃貸住宅での居住支援を行う上での課題

居住支援法人によって入居が決定した世帯の入居先

- 居住支援法人によって、入居が決定した世帯の入居先のうち民間賃貸住宅は84.8%を占めた。
- 上記の民間賃貸住宅のうち、セーフティネット住宅の割合は、1.2%である。セーフティネット住宅が住宅確保要配慮者の受け皿となっていない状況がある。



セーフティネット住宅の充足度（居住支援法人の回答）

■登録戸数：「登録戸数が全く不足している」（67.5%）

■家賃低廉化・家賃債務保証の対象：「登録戸数が全く不足している」（66.3%）

■家賃低廉化・家賃債務保証の対象：「空き状態にある物件がほとんどない」（39.8%）

■全体

	件数	割合
全体	83	100.0%
十分に登録されている	2	2.4%
ある程度登録されている	11	13.3%
登録戸数が多少不足している	12	14.5%
登録戸数が全く不足している	56	67.5%
無回答	2	2.4%

■家賃低廉化・家賃債務保証の対象

	件数	割合
全体	83	100.0%
十分に登録されている	0	0.0%
ある程度登録されている	9	10.8%
登録戸数が多少不足している	15	18.1%
登録戸数が全く不足している	55	66.3%
無回答	4	4.8%

■家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅の空き状況

	件数	割合
全体	83	100.0%
十分な空き状態にある	1	1.2%
ある程度の空き状態にある	10	12.0%
空き状態にある物件が不足している	34	41.0%
空き状態にある物件がほとんどない	33	39.8%
無回答	5	6.0%

住宅セーフティネット制度の課題

- 家賃低廉化・家賃債務保証の対象となるセーフティネット住宅の不足
- 家主に対するインセンティブの強化
 - 家賃に対する経済的な支援： 家賃補助、家賃の保障、改修費の補助
 - 入居後の支援策： 見守り、死亡時対応、トラブル対応、生活支援、金銭管理等
- 居住支援法人による生活支援の強化
 - 活動継続のための人員・資金確保が必要
- 低所得者の新規入居のハードルを下げること
 - 初期費用の援助や、現在の住居への居住継続の検討はできないか

図表 家主にとって必要な支援・対応

図表 家主へのインセンティブとして必要なもの

	件数	点数	割合
全体	83	638	100.0%
家賃補助	71	232	36.4%
家賃の保障	65	181	28.4%
改修費の補助	64	160	25.1%
その他	23	65	10.2%
無回答	3	-	-

	件数	点数	割合
全体	83	1866	100.0%
入居後の見守り・安否確認	76	388	20.8%
入居後の生活支援・金銭管理等	67	309	16.6%
入居者が死亡した際の対応	74	370	19.8%
入居者がトラブルを起こした際の対応	72	350	18.8%
入居前の説明	53	200	10.7%
居住支援法人との信頼関係構築	56	221	11.8%
その他	8	28	1.5%
無回答	2	-	-

ご清聴、ありがとうございました